

# 公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、センターの公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第4条 センターは、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き又はインターネットの方法により行うものとする。

## (公告)

第5条 センターは、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。  
2 前項の公告については、定款第44条の方法によるものとする。

## (公表)

第6条 センターは、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。  
2 前項の公表については、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」を対象として、次条に定める事務所備え置きの方法により行うものとする。

## (資料の事務所備え置き)

第7条 センターは、法令の規定に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

## (事務所備え置きの資料)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。  
2 別表中、「備置き期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を公開する。

## (閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 センターの事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所とする。  
2 閲覧の日は、センターの休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間である午前10時から午後6時までとする。ただし、センターは、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 閲覧希望者から別表に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧したい者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、別表1の「謄写の是非」に従い、可とするものは実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第11条 センターは、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の議決を経てこれを定める。

(管 理)

第13条 センターの情報公開に関する事務は、事務局長が管理する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年7月18日から施行する。





別表

(書類等は何れも電磁的記録も可)

| 対象書類等の名称  | 保存期間 |
|---|------|
| 1 定款  | 永久   |
| 2 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類   | 1年   |
| 3 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、これらの附属明細書   | 5年   |
| 4 (1) 財産目録<br>(2) 役員等名簿 (*1)<br>(3) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程<br>(4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類 | 5年   |
| 5 評議員会議事録   | 10年  |
| 6 理事会議事録  | 10年  |
| 7 会計帳簿 (*2)   | 10年  |

◆上記各対象書類のうち、以下の書面の閲覧等については、それぞれ以下の者に限られるものとする  
(ただし、裁判所の許可を得た者はこの限りでない)。

(\*1) 理事、監事及び評議員  
評議員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可

(\*2) 評議員及び(裁判所の許可を得た)債権者